



愛研技術通信

掲示板: 法令・告示・通知・最新記事・その他

解説: 注意を要する愛知県条例改正 - 自主的な土壤汚染調査対策も全て規制の対象に? -

測定営業部 大屋 渡

1. はじめに

平成 20 年 4 月 24 日に公布された改正後の土壤汚染対策法（以下、改正法という）は、愛研技術通信第 33 号で解説したように、「自主調査」の結果の届出を義務付けて法律の管理下に置くという方向性が後退し、当事者の申し出によっては法律の管理下に置くことができるという内容になっている。そのため、愛知県内においては、改正法の影響は比較的限定されたものとなるのではないかとこの見解を示したが、このたびパブリックコメント（平成 21 年 12 月 21 日必着）のために公表された「土壌・地下水汚染防止に関する規制の見直しについて 中間とりまとめ」（平成 21 年 11 月 11 日 愛知県環境審議会地盤環境部会、以下、中間とりまとめという）によれば、愛知県「県民の生活環境の保全に関する条例」（以下、愛知県条例という）を、改正法との整合等のためにどのように改訂するか、その方向性が示されている。

ここでは、中間とりまとめを読み解いた結果として、この方向性で愛知県条例が改正されると、愛知県内における土壤汚染調査・対策において、特に実際の運用面で大きな影響があると考えられる部分について解説する。

2. 規制の対象となるのは?

これまでの条例では、汚染が判明した場合の届出義務や、愛知県土壤汚染等対策指針に従って調査・対策を進める義務について、その対象者は「特定有害物質等取扱事業者」と 3000 m²以上の土地の掘削等を行う「土地改変者」に限られていた。このため、例えば特定有害物質と無関係な不動産事業者などが、3000 m²に満たない土地について調査を行う場合は、「自主調査」として、条例の対象外となり、自主調査で基準超過があったとしても、そのことを自主的に行政に届けられない限り、行政は対策等には関与しないということが実質的な運用となっていた（ただし、自主調査でも届出るように指導はなされていた）。

土壤汚染調査・対策への影響という観点から見ると、このたびの中間とりまとめの最大のポイントは、自主調査を実施した結果汚染が判明した場合について、次のような見解が明らかにされたことにある。

- ・ 行政が一定の関与を行い、適切な汚染防止の措置が講じられることが必要。
- ・ 汚染の拡散防止等の適切な対応が必要。

具体的には、自主調査結果及び「今後講ずる措置等」の知事への報告と、知事による「報告した者又は土地の所有者等」に対する助言が条例の中に規定されることが予想される。このことにより、事実上、いかなる業種の事業者であっても、また個人であっても土地所有者であれば、土壤汚染調査を行った全ての者が愛知県条例の規制の対象となると考えられる。

自主調査結果の知事への報告がどこまで強く義務化されるかは、条例にどのような文言で規定されるかを見なければ分からないが、「一定の関与」としながらも、汚染の拡散防止については「必要」と明記されているため、任意ではなく、なんらかの義務化は盛り込まれるのではないかと予想される。

3. 汚染の拡散防止措置は具体的にどこまで義務化されるか?

改正法では、「健康被害が発生するおそれがある」という要件に該当しない場合は「形質変更届出区域」といい、土地の掘削等を行わない限り、事実上「何も対策しない」ということが可能と考えられる。一方、中間とりまとめは、このことに関して、何らかの手当てが必要という考えを示している。その手当てについては、これまでの県条例と同様、「応急措置」と「本格的な措置」に分けて考えている。ここで、重要と思われることとして、以下のような方向性が示されている。

- ・ 土壤汚染が判明したすべての場合において、不透水シートによる雨水の遮断や立入禁止措置等を実施させることが必要（応急措置）
- ・ 改正法の「要処置区域」を除き、周辺への汚染の拡散による新たな土壌及び地下水の汚染を生じさせない措置が必要（本格的な措置）

これまで、例えば土壌の溶出量基準超過があった場合、その土地が土壤汚染対策法の対象であれば、周辺地下水の飲用がないことが必須条件であるが、「何も対策しない」ということも規定上は認められていた（ただし、対策するように指

導はなされていた)。愛知県条例が中間とりまとめの方向性で改正されれば、周辺地下水の飲用の有無によらず、基準超過があった場合は、必ず何らかの対策を要することになると考えられる。

4. 調査の契機は強化されるか？

これまで、愛知県条例の規制対象となる調査契機は、事実上、特定有害物質等取扱事業者の努力規定に基づきいわば自主的に調査する場合か、3000㎡以上の土地の掘削等を行う「土地改変者」が調査する場合に限られていた。このため、たとえば特定有害物質等取扱事業者が業績不振などにより単に廃業する場合などは、あえて調査をしなければ、土壤汚染に関して規制の対象とはならなかった。この点について、中間とりまとめによれば、特定有害物質等取扱事業者については廃業時の調査を義務化することが必要と明記された。また、この廃業時の調査が行われなかった場合は、必要に応じて、知事が土地所有者等に調査を求めることができるようにするということが適切であるとされた(なお、このケースでは知事が土地所有者等に拡散防止措置を求めるということも記載されている)。ただし、この調査の義務化は、これまでの事例をもとに、対象となる業種を限定するとのことである。

5. おわりに

本稿では、中間とりまとめから、愛知県条例改正の方向性についてどういったことが読み取れるか、ざっとではあるが、解説を試みた。その結果、今回の愛知県条例の改正は、単なる改正法への整合性というよりは、事実上の大幅な規制強化を目指していることが明らかとなった。土壤汚染調査・対策の実務を担当してきた弊社から見れば、これまでは当事者の考え次第で、行政の関与を受けずに、土壤汚染調査・対策を任意に実施することもある程度可能であったが、このたびの中間とりまとめの方向性のとおり愛知県条例が改正されれば、愛知県の行政管轄下では、汚染拡散防止を主要な目的として、事実上、全ての土壤汚染調査・対策が、行政の関与を受けることになると言っても過言ではない。

その汚染拡散防止では、健康被害発生リスクの有無によらず、土壤汚染や地下水汚染が周囲に拡散すること自体を目的として、あらゆる基準超過のケースにおいて、何らかの具体的な措置が要求されることになる。このことは、実際に基準超過が判明した場合に、「それから」のコストを考える上で、非常に大きな意味を持つであろう。弊社は第三者機関として、このような方向性の是非について意見を表明する立場にはないが、健康被害発生リスクの管理を主要な目的とした改正法の施行よりも、この愛知県条例の改正の方が、実際の運用上はるかに大きな意味を持つことを強調して、本稿を締め括りたい。

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目の追加等に係る環境省告示等について

(環境省、2009年11月30日)

環境省は、11月30日、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準(以下「健康保護に係る水質環境基準」という。)及び地下水の水質汚濁に係る環境基準(以下「地下水環境基準」という。)の項目の追加及び基準値の変更について告示した(愛研技術通信、第39号)。

本告示により、健康保護に係る水質環境基準については新たに1項目、地下水環境基準については新たに3項目が追加され、また、同日、環境大臣から中央環境審議会に対し、「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について」諮問を行う。

1. 水質汚濁に係る環境基準について

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条に基づき定められている水質汚濁に係る環境基準のうち、健康保護に係る水質環境基準及び地下水環境基準については、現在26項目が定められている。

2. 改正の概要

公共用水域においては、新たに健康保護に係る水質環境基準項目として、1,4 ジオキサンを追加する。

地下水においては、新たに地下水環境基準項目として、塩化ビニルモノマー、1,4 ジオキサンを追加する。また、現行のシス 1,2 ジクロロエチレンにかわり、1,2 ジクロロエチレン(シス体及びトランス体の和)を新たに地下水環境基準項目として追加する。

1,1 ジクロロエチレンについては、健康保護に係る水質環境基準及び地下水環境基準における基準値を見直し、現行の0.02mg/Lから、0.1mg/Lとする。

新たに追加する項目

| | 項目名 | 基準値 |
|-------|--------------|--------------|
| 公共用水域 | 1,4 ジオキサン | 0.05mg/L 以下 |
| 地下水 | 塩化ビニルモノマー | 0.002mg/L 以下 |
| | 1,2 ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下 |
| | 1,4 ジオキサン | 0.05mg/L 以下 |

基準値を見直す項目

| | 項目名 | 新たな基準値 | 現行の基準値 |
|-----------|--------------|------------|-------------|
| 公共用水域・地下水 | 1,1 ジクロロエチレン | 0.1mg/L 以下 | 0.02mg/L 以下 |

3. 施行期日

平成 21 年 11 月 30 日

「河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定に関する告示改正等について

(環境省、2009年11月30日)

環境省は、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項及び第2項に基づき、「河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件」(告示)の改正等について、平成21年11月30日付けで告示した。

改正等の概要は、下記のとおり。

1. 国による類型指定

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条に基づき定められる環境基準のうち、生活環境に係る水質環境基準については、河川、湖沼及び海域でそれぞれの利用目的に応じて類型を設け、水域ごとに類型指定を行うこととしている。国においては、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成5年政令第371号)に定められた47河川・海域(複数の都道府県の区域にわたる37河川及び10海域)について類型指定を行った。

2. 改正等の概要

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について、木曽川水系、淀川水系等の10河川及びそれぞれの河川に係る湖沼並びに琵琶湖を指定した。

3. 施行期日

平成21年3月31日

私の家族

こんにちは。師走ということで忙しい日々をお過ごしかと思います。

ちょっと息抜きということで、私のたわいもない文でも読んで頂けたらと思います。

私は特に趣味もなく、何を書いて良いのやら。ということで家族について書こうかと。

うちの家族は、自分でいうのも何ですが、結構仲の良い方だと思います。

今年、父が還暦を迎え、それと同時に定年退職をしました。還暦だと気が付き、改めて、父がそんな歳になっただと実感。そこで、“還暦だし何かサプライズをしたいよね”ということになり、父に内緒で何日前から兄弟で色々話し合ったけど結局、良い案もなくとりあえずプレゼントを内緒で用意しようという結果に。

残念ながら兄は仕事の都合で来られなくなり、兄を抜いた家族でお祝いしました。

還暦といったら【赤ちゃんちゃんこ】。だけど、父は絶対着ない、アクセサリーも付けない、といろいろ悩んだ結果、普段も使える小銭入れを買うことになりました。

革専門店に行き、赤い財布はお金が出て行って聞いたことがあるけど、どうしても還暦には赤いものを贈りたかったので、使いまくれば茶色っぽく良い色になるだろうと自分に言い聞かせ、赤い小銭入れを買いました。

当日、父は仕事場から大量の花束を持って早めに帰宅していました。普段通り帰って来る予定にしていたのに。まさか自分より早く帰って来るとは・・・。私達は内緒で準備したかったので、弟が父の見張り役ということで家に残り、私と妹は家に帰って来たのがバレないように必要なものだけ持ってそっとケーキと花を買いに。ケーキもちょっと奮発して高いケーキを購入。大変だったのが花。近所の花屋が全てなくなって、結局花を買うのに1時間近くかかってしまった。そのおかげというか、苦労した甲斐があって素敵なブリザードフラワーが買えて満足。

家に帰り父にバレないように玄関から一番近い弟の部屋にみんなで待機し、父がトイレに行っているすきに、ケーキと花を隠し『ただいま』と今、仕事から帰って来たよという感じで父とたわいもない会話をしながら家族で外食へ。父に食べたいものを聞いても『お前達は焼肉が良いだろ。焼肉で良いよ』と。私的には主役が父なので父の食べたいものをご馳走したいなと思っていただけ、家族思いの父は私達のことを優先し結局、焼肉を食べに行きました。

そこでの出来事、普段は自分の分しかというか人の焼いた肉までも食べる弟が『はい。お父さん』と自分で焼いた肉を父の皿に。『珍しいじゃん』という私の言葉に弟もちょっと照れて、家族みんな自然と笑顔になりました。

帰宅後、改めてみんなで『おめでとう』と隠していたケーキ・プレゼント・花を父へ。

プレゼントの小銭入れは、今使っている小銭入れからすぐお金を移し返してくれました。最後にみんなでメッセージを書いた色紙を渡すと普段、家族の前では絶対泣かない父がウルツとしていました。みんなで『やったね』とアイコンタクト。そして写真撮影。今まで父は写真が苦手なのか、カメラを構えるとすぐ逃げちゃって全然撮らせてくれなかった。けど、この日はタイマーを使い初の家族全員での写真撮影。ちゃんとケーキ・花も写るようにし父の手にはプレゼントした小銭入れも。真ん中で夫婦仲良く寄り添ってピース、その周りに私達兄弟がピースして素敵な写真が撮れました。バックに写る部屋は汚かったけど(笑)。

この写真は私にとって凄く大切な宝物になりました。

私達子供にとって、親が夫婦仲良くしている姿を見るのは幸せなことで、二人で映画に行ったり旅行に出掛けるってことで嬉しい気持ちになります。時には喧嘩とか色々あるけど、この家に生まれて良かった。そして私も将来、こうゆう家庭を持ちたいなと思います。

長々、私の下手な文章を読んで頂きありがとうございました。

最後に、世の中のお父さんお母さん。子供は親をちゃんと見てますよ。仲良くして下さいね。(・???)

(2009.12.2. S.K 記)

ひとことコラム

今でも基本的には変わらないことではあるが、これまでの環境保全対策の考え方は、エンド・オブ・パイプと呼ばれるように、人間活動に伴う汚濁物質の除去や汚濁した内湾や湖沼の状態を末端で何とか制御しようという方向に力点がおかれていた。しかしそれだけでは結局、根本的な解決につながらず、最近では、水を介して成り立つ物質循環や生態系を流域単位で見る考え方が、1990年代半ば以降、自治体、市民、学界などでもクローズアップされるようになってきた。

この流域管理の面から新たな環境問題として注目されているのが「窒素飽和」と「シリカ欠損」である。

窒素飽和とは、農地や畜舎から揮散するアンモニア、工場や自動車の排ガスに由来する硝酸といった窒素化合物が、大量かつ慢性的に森林に負荷されると、植物や微生物の要求量を超えて生態系で蓄積しきれなくなった窒素が、硝酸イオンとして渓流水に流れ込み、系外へ流出して水源水質や内湾のような閉鎖性水域の富栄養化などの問題を起こす原因となる。

欧米では、80年代半ばから、人間活動に由来する窒素化合物の増加が広範囲にわたる森林衰退の引き金になっている。我が国でもこの問題は、関東地域を始め一部の大都市近郊の森林で、既に渓流水中の硝酸イオン濃度が高いことが明らかになっている。しかし人間の手による管理が行きとどいた豊田市郊外の里山林で行った我々の調査では、大量の窒素が系外へ流出していないものの、降水中に含まれる1haあたりの窒素負荷量は、欧米で窒素飽和の指標となる年間10kgを超えていることが認められた。このように、現在はまだ問題視されていないが、降水によって慢性的に供給され続けると、海域への負荷増大が起きないとも限らないので注意深いモニタリングが必要である。

珪藻類は、細胞殻の形成のために窒素やリンのほかにケイ素(シリカ)が必要である。ケイ素は地殻を形成する主要な元素である。雨水や河川水が岩石のケイ酸塩鉱物に接触すると、その風化作用で溶存ケイ酸の形で溶け出し、最終的に海域に流入する。

シリカ欠損とは、流域に大規模な宅地開発やダム建設されると、土砂と接触する水量が減る、土砂がダム湖に堆積する、ダム湖内では淡水性珪藻類がケイ素を摂取するなどにより、海域への流下が減少してしまい、この結果、栄養塩供給のバランスに変化が起こり、植物プランクトン群集の種組成が変化して、非珪藻型の生態系に変質するという仮説である。

児玉(2009)によると、我が国は火山国であり降水量も比較的多いことから、シリカ欠損は起こらないと考えられているが、しかし三河湾に流入する矢作川では、50年前と比較すると、ケイ酸塩濃度の低下と、窒素とケイ素の栄養塩供給のバランスに乖離が認められており、ダムなどの影響によって流下する栄養塩のバランスが海の珪藻類に不利に働くことは避けたいという。

環境省は過日、平成20年度公共用水域水質測定結果を発表した。有機指標であるBODまたはCODの環境基準達成率でみると、河川では改善が進み、湖沼では依然として低く、海域ではおおむね横ばいで推移している。

何故、湖沼や海域において、水質が改善されないのか？この問題の根源は、既に若干記述したように、ほとんど流域圏で発生している問題と関連がありそうである。

「流域管理」には、水循環を森林、農地、都市、沿岸域といった流域スケールでとらえ、持続可能で良好な水環境を管理しようとする意味が込められている。流域生態系を構成している水田、水辺、溪畔林、干潟・藻場、ため池といったさまざまな「場」が年々減少し、その結果として、水源涵養、水質・大気浄化、土壌浸食防止、気候緩和などに代表される社会的・公益的機能の役割が失われ質的低下をもたらしている(愛知県、2006)。

流域環境が永続的であるためには、我々はもう一度、生活様式や社会構造のあり方、そして科学技術の利用の仕方などを再吟味し、物質循環が完結する形態へ改めることが必要ではないか。ここで大事なことは、これから求められる技術とは、一部分での解決だけでなく、一部分を変えることにより全体のシステムがどのように変化するかを予測する技術であろう。一つのパーツを変えることにより、新たな別の問題が発生するのが常である、ことを強調しておきたい。

(2009.12.13.田中庸央 記)

編集後記

2009年もあと2週間あまり。年末恒例の「新語・流行大賞」に「政権交代」、「創作四字熟語」に「顔面総白」、そして「今年の漢字」に「新」などが選ばれた。民主党による新政権、大流行した新型インフルエンザなど、実に世相を反映したコトバが選ばれたものである。

特に「今年の字」に選ばれた「新」は、昨年「変」を思いだすと、実に妙を得ていると思う。それだけ、変革には時間がかかるということか。でも来年、仮にも「耐」とか「改」とかの字が選ばれるようなら、今度こそ息切れしてしまいそう。ここからは先を見据えて、世の中の流れの動きを注視して、新しい仕組みが根を張り、羽ばたく様子をじっくり見守りたい。そう来年は、「飛」、「跳」のような、飛躍・跳躍の1年になればいいと願わずにはいられない・・・

「愛研技術通信」を発行してちょうど満3年を迎えた。確実に月に一度、発行し続けてきたことになる。しかし年を重ねるといことは、少しずつマンネリになるという裏返しでもある。だからこの先、5年、10年続けるには、新しい風が加わり、少しでも充実した編集を心がけねばと自戒している。どうか皆さんの力で、この通信誌を盛り上げて欲しい、と心から願う。(2009.12.14.編集子)

株式会社 愛 研

(<http://www.ai-ken.co.jp>)



本社 〒463-0037 名古屋市守山区天子田 2-710

電話(052)771-2717 FAX(052)771-2641

半田営業所 〒475-0088 半田市花田町 2-65

電話(0569)28-4738 FAX(0569)28-4749